

経済安全保障ワーキンググループ（第1回） 事務局説明資料

外資等規制による 経済安全保障の在り方について

2024年2月14日
事務局

目 次

- 1. 電気通信事業分野の外資等規制の概要 . . . 2
- 2. 本WGでの検討事項 . . . 18

1. 電気通信事業分野の外資等規制の概要

- 電気通信事業法における外資等規制は、累次の規制緩和を経て全て廃止され、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は一般法である外為法により規律されている。
- NTT法は、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に**我が国の安全の確保に対する役割**に鑑み、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため、NTT持株について「**出資規制**」、NTT持株・東西について「**外国人役員規制**」を設けている。
- NTT持株の外資比率は、25.6%（2022年12月末）。最近5年間は、約20%で推移。

電気通信事業法

- 外資等規制なし

NTT法

出資規制

- **外国人等の議決権割合**を、NTT持株の株式全体の**3分の1未満**と定めている

外国人役員規制

- **また、日本国籍を有しない人は、NTT持株、NTT東西の役員になることができない**

外為法

- 外国投資家が、**通信事業**を営む上場会社（子会社が指定業種を営む場合を含む）の株式を**1%以上取得**する場合、原則、事前届出が必要。
- ただし、**10%未満の株式取得については、一定の基準（免除基準及び上乗せ基準）を遵守すれば、事後報告で実施可能。**

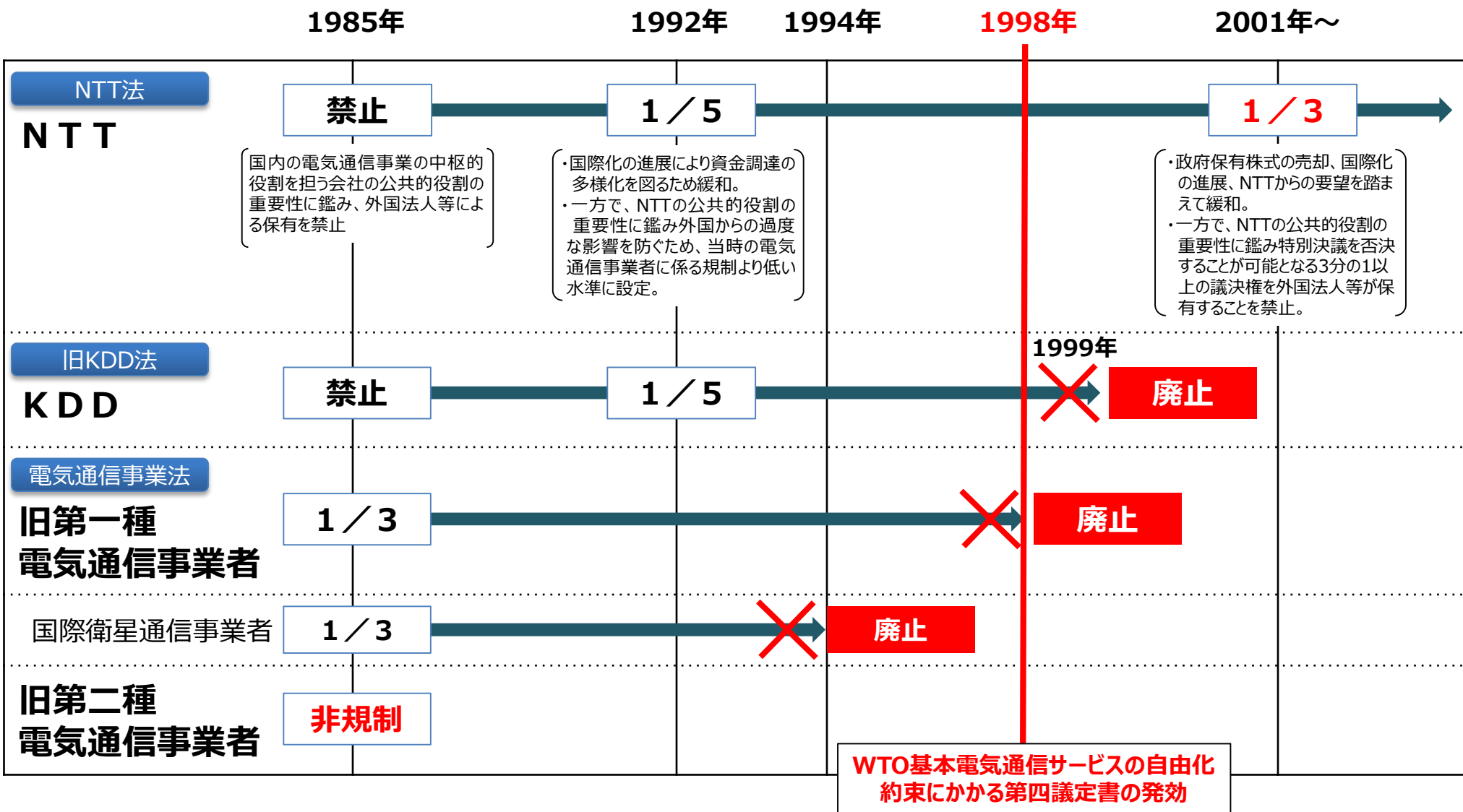
■ 免除基準

- 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない
- 指定業種（通信事業が該当）に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない

■ 上乗せ基準

- コア業種（通信事業が該当）に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

○電気通信分野の外資規制は段階的に廃止されてきており、現在は、**NTTに対する3分の1未満の外資規制のみ**が存在。



我が国の事業法等における外資規制の比較

対象	根拠法	外資規制			違反した場合の措置	規制遵守のモニタリング方法		
		直接出資	間接出資	外国人役員				
地上放送衛星	認定基幹放送事業者	ソフト	放送法	議決権の5分の1未満 (※2)	特定役員でないこと (※3)	①議決権・役員の変更の届出 ②認定の更新・再免許の申請 ③報告徴収(※5) ④定期報告(※6)		
	基幹放送局提供事業者	ハード						
	特定地上基幹放送事業者	ソフト						
	特定地上基幹放送事業者	ハード	電波法		議決権の5分の1未満			
	認定基幹放送事業者	ソフト					放送法	必要の認定取消し(※4)
	基幹放送局提供事業者	ハード	電波法		議決権の3分の1未満		代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要の免許取消し(※4)
認定放送持株会社	放送法	議決権の5分の1未満	議決権の5分の1未満	特定役員でないこと (※3)	必要の認定取消し(※4)			
電波・通信	無線局 (基幹放送局・電気通信業務用等以外)	電波法	議決権の3分の1未満	-	代表者でないこと 役員の3分の1未満	必要の免許取消し(※4)	①議決権・役員の変更の届出 ②再免許の申請 ③報告徴収	
	NTT	NTT法	議決権の3分の1未満	議決権の3分の1未満	役員でないこと	罰金(※7)	①役員選任認可の申請 ②報告徴収	
航空	登録航空機の所有者	航空法	議決権の3分の1未満	-	代表者でないこと 役員の3分の1未満	-		
	航空運送事業者(※8)						航空運送事業者・航空機使用事業者の持株会社	必要の催告・抹消登録
	航空機使用事業者(※9)							許可失効
貨物	第一種貨物利用運送事業者(※10)	貨物利用運送事業法	議決権の3分の1未満	-	代表者でないこと 役員の3分の1未満	裁量的事業停止命令 裁量的登録取消し	①役員の変更の届出 ②事業報告書の提出(毎年)	
	第二種貨物利用運送事業者(※11)					裁量的事業停止命令 裁量的許可取消し	①役員の変更の届出 ②事業報告書の提出(毎年)	

注) 令和5年9月時点

※1 移動受信地上基幹放送も該当。 ※2 コミュニティ放送は適用除外。
 ※3 特定役員・・・法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの(業務執行取締役等)。
 ※4 違反することとなった状況等勘案して必要があると認めるときは、期間を定めてその認定・免許を取り消さないことができる。
 ※5 基幹放送局提供事業者及び特定地上基幹放送事業者は電波法上の「報告徴収」。認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社は放送法上の「資料の提出」。
 ※6 基幹放送局提供事業者(衛星)を除く。
 ※7 出資規制に違反した場合のみ。役員は総務大臣の認可事項。 ※8 他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業を営む者。
 ※9 他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業を営む者。
 ※10 他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であって、第二種貨物利用運送事業以外のものを営む者。
 ※11 他人の需要に応じ、有償で、船舶・航空・鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車による運送とを一貫して行う事業を営む者。

- 諸外国での通信事業に対する外資等規制は、個別法（特殊会社法・通信法等）の有無など、国により様々。

オーストラリア



- ・テルストラ法に基づき、**テルストラ社**（1991年に国営事業体から民営化）に外資等規制が課されている。
（出資規制） 単独では5%未満、合計で35%未満までに制限（政府保有株式を除いたベースで計算）
（外国人役員規制） 2分の1未満及び会長ではないことが要件

アメリカ



- ・通信法に基づき、公衆通信業務用**無線局等の免許を取得する者**に外資規制が課されている。
（出資規制） 直接出資：20%以下に制限（個別審査等により、「支配」に当たらない水準まで出資可能）
 間接出資：25%を超えると審査が必要（個別審査により100%出資も可能）
（外国人役員規制） なし
（その他） 外国事業者の線路の敷設免許の申請については、**外交政策や通商上の懸念が考慮要素**となっている。

韓国



- ・電気通信事業法に基づき、**電気通信回線設備を設置する基幹通信事業者**に外資規制が課されている。
（出資規制） 49%以下に制限
（外国人役員規制） なし

カナダ



- ・電気通信法に基づき、**公衆電気通信事業者**に外資等規制が課されている。
（出資規制） 直接出資：20%未満に制限
 間接出資：3分の1未満に制限
（外国人役員規制） 役員の20%未満であることが要件

イギリス



フランス



ドイツ



- ・個別法（通信法等）に基づく、**外資規制や外国人役員規制は存在しない。**

※各国とも、日本の外為法における対内直接投資に係る事前審査に相当する規律も存在

国際約束における外資規制の留保内容

GATS (WTO協定)	我が国の約束表における留保内容	例外
日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社*への直接的及び間接的な外国資本の参加の割合は、5分の1未満	市場アクセス	安全保障を含む例外措置を規定 (第14条及び第14条の2)
日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社*の取締役及び監査役は、日本の国籍を有する者	内国民待遇	

※1998年に国際電信電話株式会社法 (KDD法) が廃止され、現在は存在しない。

投資関連協定 (例: CPTPP (※1))	留保	種類・内容	例外
1 日本電信電話株式会社は、次の(a) から (c) までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が3分の1以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。	現在留保 (※2) ・内国民待遇 ・経営幹部及び取締役会	安全保障のための例外措置を規定 (第29.2条)	

※1 これまでに我が国が締結した投資章を含む経済連携協定 (EPA) 及び自由化型投資協定においても基本的に同趣旨の留保を行っている。

※2 現行法令に基づく規制に関する留保であり、その内容を上回る規制を導入することはできない。

国際約束における安保例外の規定

GATS (WTO協定)	CPTPP	各国との二国間投資協定 (例: 日ジョージア投資協定等 (※3))
<p>第14条の2 (安全保障のための例外)</p> <p>1 <u>この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。</u></p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。</p> <p>(i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置</p> <p>(ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置</p> <p>(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置</p> <p>(c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。</p>	<p>第29.2条 安全保障のための例外</p> <p><u>この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。</u></p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。</p>	<p>第15条 一般例外及び安全保障のための例外</p> <p>1 略</p> <p>2 第十二条3の規定に従うことを条件として、<u>この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。</u></p> <p>(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置</p> <p>(i) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置</p> <p>(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置</p> <p>(b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置</p> <p>※3 これまでに我が国が締結したその他の自由化型投資協定においても基本的に同趣旨の例外を設けている。</p>

業務

- NTT持株・NTT東西について、NTT法の目的達成のため、業務範囲を規定。
 - (1) (持株) 基盤的技術の研究、NTT東西への株主権行使や助言・あっせん 等
 - (2) (東西) 地域（県内）電気通信業務 等

責務

- NTT持株・NTT東西について、適正かつ効率的な経営への配意に加え、以下2点の責務あり。
 - (3) 電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保
 - (4) 電気通信技術に関する研究の推進及び成果の普及

担保措置

- 上記業務の遂行や責務の履行のため、NTT法上、以下の担保措置を規定。
 - (5) 株式保有義務：政府によるNTT持株の1/3以上、NTT持株によるNTT東西の総数
 - (6) 新株募集等：総務大臣の認可
 - (7) 外資等規制：外国人等の議決権割合は1/3未満(NTT持株のみ)、外国人取締役等の禁止
 - (8) 取締役等の選解任：総務大臣の認可（NTT持株のみ）
 - (9) 定款変更・合併等・剰余金処分：総務大臣の認可（NTT東西の剰余金処分は除く）
 - (10) 事業計画：総務大臣の認可
 - (11) 財務諸表：総務大臣への提出
 - (12) 重要な電気通信設備の譲渡等：総務大臣の認可（NTT東西のみ）

(外国人等の取得した株式の取扱い)
 第六条 会社は、その株式を取得した (略) 第一号から第三号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合 (略) が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。
 一 日本の国籍を有しない人
 二 外国政府又はその代表者
 三 外国の法人又は団体
 四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
 2～4 (略)

(取締役及び監査役)
 第十条 日本の国籍を有しない人は、会社及び地域会社の取締役又は監査役となることができない。
 2 (略)

NTT法

出資規制

3分の1未満

外国人役員規制

認めない

規定の趣旨

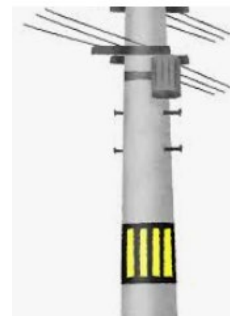
- **NTTは、電電公社から全国津々浦々の電柱・管路等を承継しており、我が国を代表する基幹的電気通信事業者として担う役割、特に我が国の安全の確保に対する役割を果たす上では、その経営が外国の影響力に対して自主性を確保することが必要**であるために設けられている。

NTTのみが保有する特別な資産

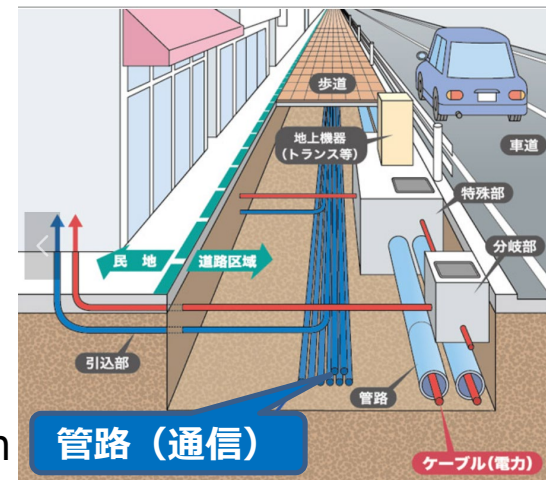
- 電電公社から承継した全国津々浦々の電柱・管路等 (線路敷設基盤※)

※ 電気通信回線設備を設置するための基盤となる設備

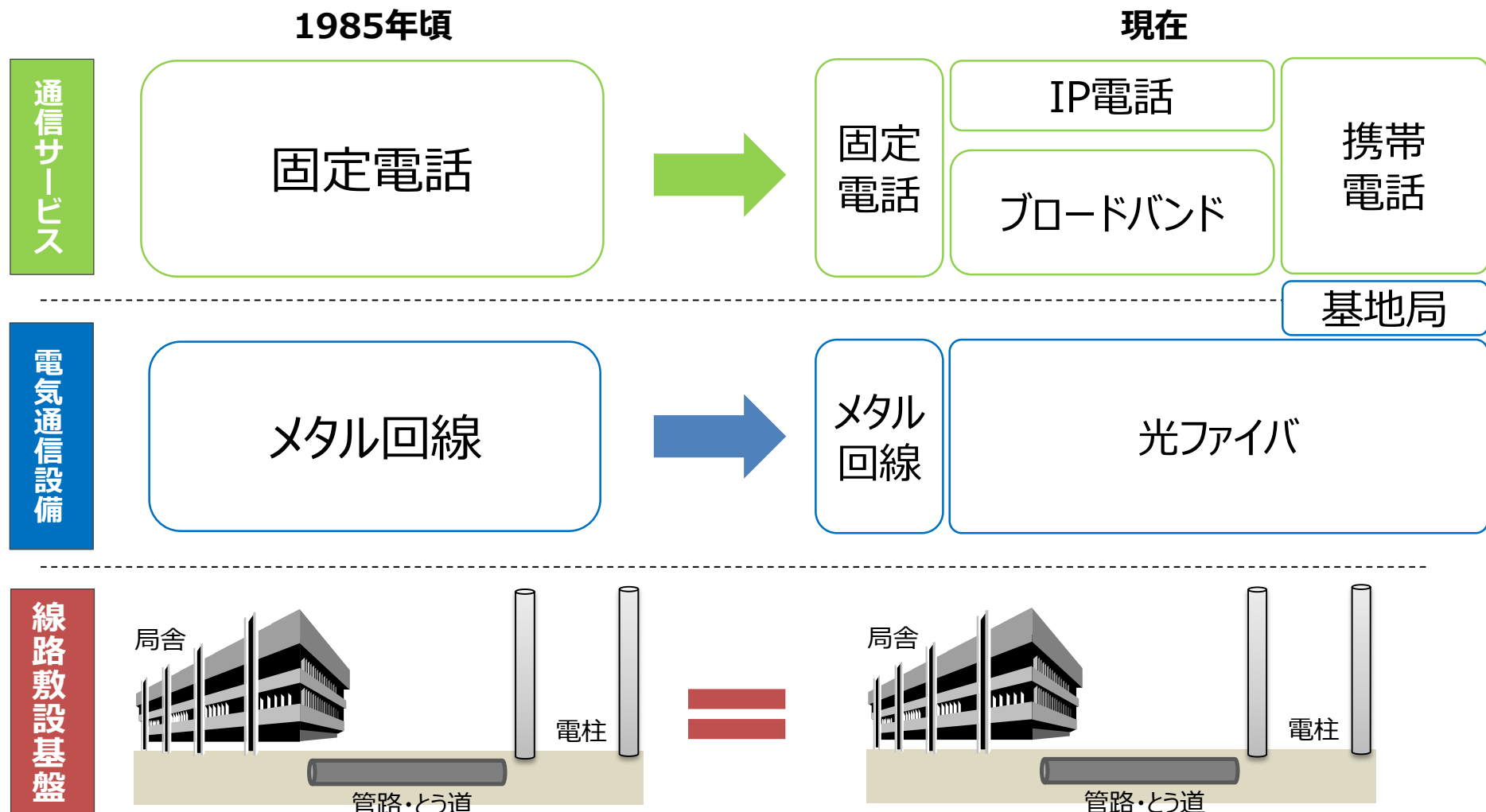
電柱
1,181万本



管路
62万km



- 1985年当時は、固定電話やメタル回線が中心であったが、通信サービスでは、IP電話・ブロードバンドや携帯電話に、電気通信設備では、光ファイバや携帯網にその中心が変化している。
- このように、通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は、技術の進展等により変化する一方、電気通信設備の設置に必要な線路敷設基盤の不可欠性に変わりはないところである。



第3章 国際競争力

1 通信主権等の確保について

(1) 検討の経緯と基本的方向性

(c) 基本的考え方

① **我が国における、電気通信事業者に対する外資規制は、累次の規制緩和によりこれを原則撤廃し、このたびのN T T法の改正により、N T Tに対する外国人役員禁止及び1 / 3未滿の外資規制を残すのみとなっている。**

⑤ **我が国においては、電気通信事業法における外資規制を撤廃したことにより、既に多数の外資企業が参入しつつある(平成14年1月1日現在で43社)。従って、国内外の電気通信事業者の自由な事業展開を最大限確保しつつも、国の安全を損なう恐れのある外国からの直接投資については、それを阻止する最低限の規制は必要であり、有事を含むあらゆる最悪の非常事態に備えて、我が国の安全、公の秩序又は公共の利益が損なわれることのないよう、重要通信を確保するための方策を含む万全の体制を整備することが求められる。**

(2) 国の安全を損なう恐れのある外国投資の制限

(a) 伝統的な規制(外資規制)の必要性の低下

⑥ **このように、W T O基本テレコム合意が発効された今日にあっても、伝統的な外資規制の復活又はこれに類する規制を新設しようとする動きは依然として後を絶たず、我が国としては、国際社会における約束を後退させる動きを常に監視する必要があるとともに、我が国が国際社会から疑いを持たれるような制度を導入することは選択肢としてもはや取り得ないと考えられる。**

⑧ **このように、外国資本の内容を問わず一律にその総量を規制する伝統的アプローチたる外資規制から、今後、国の安全確保に支障を及ぼすおそれのある外国投資をケース・バイ・ケースでチェックするという個別アプローチに全体として移行していくことが国際社会全体の潮流となっており、我が国も基本的に同じ方向を目指すべきである。**

(b) 現行制度の運用強化

ウ 日本電信電話株式会社等に関する法律

① **我が国において、外国投資に対する国の安全の確保の観点から、電気通信事業者の中でも特に問題となることが想定されるのが、東・西N T Tのような全国規模の加入者網を保有するケースであるとすれば、外為法に基づく厳正な審査に加えて、N T T法における外資規制や以下に述べる重要な設備の譲渡等に係る規制によって適正に規律することで対応可能と考えられる。**

(4) 通信主権等の確保の観点からのN T Tの在り方

(b) N T Tに係る外資規制の在り方

④ **このため、N T Tの外資規制については、国の安全確保の観点から、当分の間、これ以上の緩和を行うことは適当でなく、また、外国人役員規制(外国人のN T T持株会社及び東・西N T Tの取締役又は監査役への就任禁止)についても同様の理由から、W T O基本電気通信合意上、我が国がN T Tに係る外資規制と一体としてその制限を留保してきた経緯も踏まえ、当分の間、緩和を行うことは適当でない。**

⑤ **これらの規制については、前述したような我が国の通信主権を確保するための仕組みが十分に整備され、また、N T Tに責務が課されているユニバーサルサービスの提供や電気通信技術の研究の推進・成果普及に問題が生じないかどうか十分に見極めた上で、こうした前提条件が満たされ、我が国の通信主権に大きな支障が生じないと判断された時点で撤廃に向けた検討を行うことが望ましい。**

第1章 情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方

(3) 今後の方向性

我が国では、関係する事業者等を対象とした放送法等の個別法と、外国投資家を対象とした外為法でそれぞれ外国性についての規制が構築されているところ、電波の有限希少性を理由とした自国民優先の考え方等は引き続き重要であるほか、**昨今のクロスボーダー取引の増大や諸外国における外資規制を強化する動き等を考慮すれば、我が国の安全保障の観点からも、放送法、電波法及びN T T法といった個別法と外為法の両者が相まって外国性を規律する現行の仕組みを維持することは、基本的には妥当と考えられる。**

第2章 出資規制及び外国人役員就任規制の在り方

1. 出資規制及び外国人役員就任規制の枠組み

(3) 今後の方向性

放送法、電波法及びN T T法に設けられている外資規制である出資規制及び外国人役員就任規制の枠組みについては、それぞれの法目的に照らし一定の水準に制限することを規律してきたものであり、それ自体はこれまで有効に機能してきたと考えられ、また、**昨今の安全保障の動向を鑑みても、本規律を見直す必要がある特段の事情も見受けられないことから、引き続き議決権割合による規律として、現行の規制枠組みを維持するとともに、加えて、昨今のクロスボーダー取引の増大を踏まえ、議決権の行使以外にも、外国からの投資に対する行政庁の関与の在り方について引き続き検討していくことが妥当と考えられる。**

情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会 構成員一覧

(座長)	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大谷 和子	(株)日本総合研究所執行役員法務部長
	神保 寛子	弁護士(西村あさひ法律事務所パートナー)
	庭野 議隆	弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー)
	根本 直子	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科教授

事前届出制が原則

- **外国投資家**※1が、**指定業種**※2※3 (**通信事業等**)を営む**上場会社**(子会社が指定業種を営む場合を含む)の**1%**(非上場会社の1株)**以上の株式を取得する場合等**※4、**事業所管大臣**(通信事業:総務大臣)及び**財務大臣**への**事前届出**が必要。

※1 非居住者である個人、外国の会社、これらの者が50%以上出資する本邦の会社等

※2 **指定業種**:外国投資家が投資を行った場合に、国の安全等を損なう**おそれがある業種**(通信事業、放送事業、電気業、ガス業、鉄道業等)

※3 **コア業種**:**指定業種のうち**、外国投資家の投資が国の安全等を損なう**おそれ大きい業種**(電気通信事業法の**登録が必要な電気通信事業等**)

※4 **株式の取得**(免除制度非利用)、外国投資家自ら又は関係者の**役員の就任への同意**等

[審査]

総務大臣及び財務大臣は、届出受理から**30日を経過**(4ヶ月まで延長可)**するまでの間**、
(通信事業の場合)

「**国の安全を損ない、又は公の秩序の維持を妨げる事態**」等が生じるおそれを**審査**

[上記事態が生じるおそれがある場合]

- ・ 総務大臣及び財務大臣は、**投資の変更・中止の勧告や命令**が可能
- ・ 命令に違反した投資には、**3年以下**の懲役又は**100万円以下**の罰金

事前届出の免除制度

- メリハリのある審査を実施し、健全な投資を促進するため、上場会社の10%未満の株式取得については、下記基準※1の遵守を前提に、外為法の事前届出の免除制度※2が設けられている。

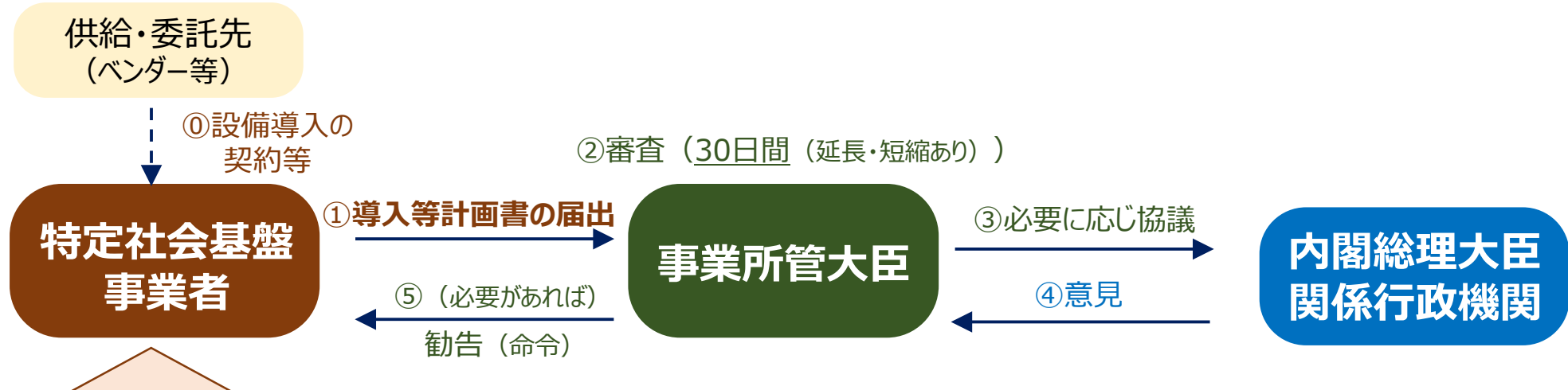
※1 コア業種（指定業種のうち、外国投資家の投資が国の安全等を損なうおそれ大きい業種：電気通信事業法の登録が必要な電気通信事業等）には、下記04、05の基準が追加。同法の登録は、複数の市町村にまたがる通信回線を設置してサービスを提供する場合などに必要。

※2 投資実行後45日以内に、事後報告書の提出が必要

- 01** 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しない。
- 02** 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない。
- 03** 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない。
- 04** 取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない。
- 05** 取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない。

- ✓ 国民生活及び経済活動の基盤となっている「特定社会基盤役務」（基幹インフラ）の安定的な提供を確保することが重要であるところ、その用に供する重要設備は、役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがある。
- ✓ そのため、経済安全保障推進法※第3章において、**国が一定の基準のもと、規制対象とする事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）を指定**し、指定された事業者が、**国により指定された重要設備（特定重要設備）**の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、**事前に国（事業所管大臣）に届出を行い、審査を受けなければならない**こととしている。
※ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）
- ✓ 国は、**届け出られた計画書に係る特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは**、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で設備導入等を行うこと等を**勧告（命令）**することがある。

制度のスキーム



(1) **対象事業**…法律で次の14分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込む。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.航空	9.空港	10.電気通信
11.放送	12.郵便	13.金融	14.クレジットカード	

(2) **対象事業者（特定社会基盤事業者）**…絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、**省令**で基準を作成し、該当する者を**指定・告示**。

対象分野 (特定社会基盤事業)	対象事業者 (特定社会基盤事業者)	対象設備 (特定重要設備)
<p>電気通信事業</p>	<p>東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 NTTリミテッド・ジャパン株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 LINEヤフー株式会社</p> <p>指定基準:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定電気通信設備を設置する者（当該者に県間通信に係る役務を提供する者を含む） ・国際海底ケーブルの回線数シェアが10%以上の者 ・5G開設計画の認定を受けた者又は ・メッセージ交換サービスのうち、利用者数が6,000万人以上であって、かつ公共サービスに利用されているものを提供する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・交換機能を有する設備 ・電気通信設備の制御機能を有する設備 ・通信の接続又は認証に係る加入者管理機能を有する設備 ・海底ケーブルシステムの制御・監視機能を有する設備 ・メッセージ機能に係る設備

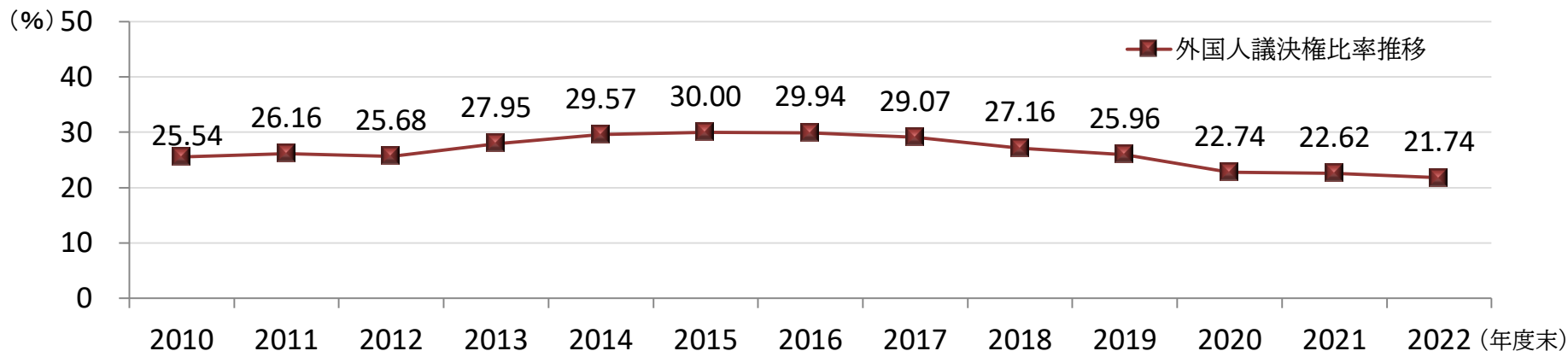
<主要な電気通信事業者の外国人保有比率>

企業名	外資比率	外資の大株主※（上位2～3者）	主要株主※
NTT持株 (2023/9/30)	19.5%	<ul style="list-style-type: none"> JP MORGAN CHASE BANK 385632 : 1.63% Moxley and Co. LLC : 1.06% STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 : 0.79% 	①財務大臣:34.30% ②日本マスタートラスト信託銀行 : 11.23%
KDDI (2023/9/30)	26.4%	<ul style="list-style-type: none"> STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 : 1.55% SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT : 1.05% JP MORGAN CHASE BANK 385781 : 1.05% 	①日本マスタートラスト信託銀行 : 16.37% ②京セラ : 16.00%
ソフトバンク (2023/9/30)	16.4%	<ul style="list-style-type: none"> STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 : 1.39% JP MORGAN CHASE BANK 385781 : 0.79% SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT : 0.59% 	①カブングループジャパン : 40.47% ②日本マスタートラスト信託銀行 : 10.24%
楽天グループ ^o (2023/6/30)	30.3%	<ul style="list-style-type: none"> MSIP CLIENT SECURITIES : 3.04% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL : 2.38% 	①クリムゾングループ : 10.59% ②三木谷 浩史 : 8.25%

(参考) 上場3,795社の外資比率 (株式会社東京商工リサーチ調べ(2021年度決算))

50%以上:**1.3%**、40%以上:**2.3%**、30%以上:**5.4%**、20%以上:**11.1%**、10%以上:**19.3%**、10%未満:**60.6%** (中央値:**6.41%**)

<NTT持株の外国人議決権比率※の推移>



※自己株式を控除して計算

2. 本WGでの検討事項

■ 諮問の概要

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号。以下「令和2年改正法」という。）において、令和2年改正法の施行後3年を経過した場合において、**改正後の規定の施行の状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- 情報通信インフラにおける **I P化・ブロードバンド化やモバイル化、仮想化・クラウド化の進展**や事業者間の**競争構造の多様化・複雑化の進展**、**I C T産業の国際競争力の低下**等、情報通信を取り巻く環境は大きく変化している。
- 以上のような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応し、国民生活の向上や経済活性化を図るため、**令和2年改正法の施行状況を含め、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について令和5年8月28日に諮問**を行ったところである。

■ 答申を希望する事項

- (1) 2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像及び政策の基本的方向性
- (2) 我が国の社会経済活動を支える「情報通信インフラの整備・維持」の在り方
- (3) 低廉・多様で安心・安全なサービスを確保するための「競争ルール等の整備」の在り方
- (4) 我が国の情報通信産業の発展のための「国際展開の推進」の在り方
- (5) 国際競争力強化等に向けた先端的・基盤的技術の「研究開発の推進・成果普及」の在り方
- (6) 上記(1)～(5)を踏まえた関係法制度の在り方
- (7) その他必要と考えられる事項

■ スケジュール

- 令和5年12月28日から令和6年1月22日までの間、第一次答申（案）に対する意見募集及び論点整理（案）に対する提案募集を実施。同年2月2日に論点整理、同年2月9日に第一次答申が取りまとめられた。
- 今後、更に検討を深めていくべき事項について各WGで検討し、夏頃までに特別委員会に報告し、答申を予定。

■ 検討の経緯

- 令和2年改正法(令和2年成立の電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律)の施行後3年見直し規定に基づき、情報通信を取り巻く環境変化に対応し、時代に即した制度の見直しを行うため、**2023年8月**、情報通信審議会に「**市場環境の変化に対応した通信政策の在り方**」が諮問。

■ 検討の方向性

- 「2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像」を整理した上で、電気通信市場の環境変化を踏まえて、その実現のために検討すべき論点を整理。
- 論点ごとにNTT法の在り方を含めた政策の方向性を検討する際には、**以下の3つを確保することを基本**。

1. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」 (不採算地域を含むサービス提供)
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる (事業者間の公正競争の確保)
- ③ **「国際競争力」を確保する (国全体の基礎研究の推進)**
- ④ 「経済安全保障」を確保する (漏れのないセーフガード措置)

2. NTTの経営面で確保すべき事項

- NTTの経営自由度向上

3. 制度改正の際に確保すべき事項

- 「早期」の改正と「円滑」な改正の両立

● **情報通信産業の国際競争力強化を進める上で早期に結論が得られた事項**

➡ 「速やかに実施すべき事項」(→次頁)として提言

● **上記以外の事項**

➡ 「今後更に検討を深めていくべき事項」(→次々頁)として整理

- NTTは旺盛な海外需要に対応する取組を進めており、特にNTTのIOWN構想による「ゲームチェンジ」が実現すれば、我が国の情報通信産業全体の国際競争力飛躍の契機。NTTの研究開発や機動的な事業運営等によるイノベーション促進を法制度面から支援することが重要であるため、NTT法の関係規律を検討し、「速やかに実施すべき事項」を整理。

速やかに実施すべき事項

■ 研究の推進責務

【趣旨】優れた研究開発能力や技術陣を有しているNTTに技術発展のけん引的役割を担わせる。

現状・課題

- NTTの基礎・基盤的研究の役割は今後も重要
- 事業ニーズを把握するNTTの経営判断で研究内容を決めることが最も効果的
- NTTは、責務の有無にかかわらず、研究推進に積極的に取り組む考えを表明

取組の方向性

研究の推進責務の撤廃

(NTTの基礎・基盤的研究の取組状況は継続的に検証していくことが適当)

■ 研究成果の普及責務

【趣旨】NTTの研究成果独占は不適當であり、NTT仕様の特注設備等についての公正な情報開示が必要

現状・課題

- 独占的な成果開示を求める海外パートナーとの国際共同研究に支障
- 経済安全保障の観点から技術流出の問題
- 汎用品が利用され、NTTの成果独占による公正競争上の懸念が低下

研究成果の普及責務の撤廃

(研究成果の原則開示の運用については、12/22の委員会に見直しの考え方が報告)

■ 外国人役員規制

【趣旨】NTTの安全確保に対する役割に鑑み、経営の自主性を確保（外国人役員は一切認められていない）

現状・課題

- グローバルかつ多様な観点での経営による国際展開の更なる強化
- 一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化させ、会社経営を安定化
- 他の特殊会社で外国人役員を一切認めない規制を課している例がない

<制度見直し>

外国人役員規制の緩和

(他例を参考に、一切禁止から、「代表者でない」と「役員の3分の1未満」への緩和が適当。)

※ 総務省においては、その他早急に見直すべき事項として、必要な措置（NTTの社名変更、NTT持株の剰余金処分の認可の撤廃、役員選解任の認可の緩和）を速やかに講じることが適当。

- 「速やかに実施すべき事項」以外の論点については、「検討の方向性」に基づき、引き続き関係者の意見を幅広く聞きながら「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理。

今後更に検討を深めていくべき事項

1. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供）
【論点1】ユニバーサルサービスの基本的考え方
【論点2】電話のユニバーサルサービス
【論点3】ブロードバンドのユニバーサルサービス
【論点4】NTT東西の自己設備設置要件
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）
【論点5】NTT東西の業務範囲（本来業務）
【論点6】NTT東西等の地域電気通信業務以外の業務
【論点7】NTTのグループ経営における公正競争環境の確保
【論点8】電気通信事業法における競争ルールの在り方
【論点9】ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方
- ③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
【論点10】我が国の情報通信産業の国際競争力の強化
- ④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）
【論点11】外資規制
【論点12】外国人役員規制



本WGでの
検討事項

2. NTTの経営面で確保すべき事項

- 【論点13】政府の株式保有義務
- 【論点14】各種認可事項等

現状と課題

- ① **電気通信事業法における外資等規制は、累次の規制緩和を経て全て廃止**（1994年に国際衛星通信事業者、WTO自由化約束を経て1998年に旧第一種電気通信事業者に対する外資規制を撤廃）され、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は**外為法**（外国為替及び外国貿易法）により規律されている。
- ② 外為法における外資規制は、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期するため、**国の安全を損なうおそれのある1%以上の個々の株式取得**について**事前届出により個別審査**（一定の基準を遵守した場合には、事前届出の免除あり）を行う等の規制を課している。
- ③ NTT持株については、外為法に加え、NTT法において、我が国を代表する**基幹的電気通信事業者としての役割**、特に**我が国の安全の確保に対する役割**に鑑み、**外国の影響力に対する経営の自主性を確保**するため、**外国人の議決権保有割合が3分の1以上となることを禁止**※している。

※ 立法当時は外国人等による株式保有を禁じていたが、1992年にはその保有割合が5分の1未満まで緩和され、2001年に現行制度に改められた。

論点

11-1. NTTに対する個別審査と総量規制

- NTTについては、これまで外為法の「個別審査」とNTT法の「総量規制」が相まって外資から保護を図ってきたところ、以下の点を踏まえ、**NTTに対する「個別審査」「総量規制」の在り方について、どう考えるか。**
 - ・ 外為法とNTT法では、以下のように**目的と手段に差異**があること
 - － **外為法**の目的は「**対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期す**」こととされる一方、**NTT法**の目的は、**業務・責務の適切な遂行・履行の担保**のため、外国の影響力に対する経営の自主性を確保することであること
 - － **外為法**は居住要件を採用しているため、**日本に居住する外国人は規制対象外**となる一方、**NTT法**は国籍要件を採用しているため、**全ての外国人が規制対象**となること
 - － **外為法**は、国の安全を損なうおそれのある投資を個別審査するため、**NTTの外資比率と無関係に不適切な投資を防止できる**のに対し、NTT法は、総量規制であるため、**閾値を超える投資はその内容に関係なく防止できる**こと
 - ・ 米、韓、豪などのように、**個別審査に加えて、個別法で総量規制がある国**がある一方、英、仏、独などのように、**個別法の総量規制はなく、個別審査のみの国**もあること

11-2. NTT以外の主要事業者に対する規制

- NTTについて、個別審査に加えて総量規制も引き続き必要と考える場合、**NTT以外の主要な電気通信事業者に総量規制を課すこと**について、以下の点なども踏まえ、どのように考えるか。
 - ・ **NTTが電電公社から承継した線路敷設基盤は「特別な資産」**であり、他の主要事業者に比べて、**外資から保護することが特に必要**との考え方もあること
 - ・ **KDDI、ソフトバンク**など、NTT以外の事業者についても、その提供する重要な役務の安定的な提供を確保するため、**経済安全保障推進法の特定社会基盤事業者として指定**されていること
 - ・ NTTだけに外資規制を課すだけでは不十分であり、**主要事業者も対象とすべき**との考え方もあること
 - ・ WTO等の国際協定上の例外措置として留保が可能か否かについて**数年を要する可能性のある国際交渉が必要**となること
 - ・ 国際協定では**安全保障例外が認められるが、その範囲が狭いため、その適用は慎重に検討する必要**があること
 - 上記で主要事業者に総量規制を設けることが必要と考える場合、**主要事業者の範囲についてどう考えるか**。
- ※ なお、外為法の強化について、財務省より以下の意見が表明された。
- ・ 外為法等の国内法の改正によって外資規制を強化しようとする、日本政府が既に締結している数々の**国際協定との関係で問題がないか**、慎重な検証や検討が必要となるが、**安保例外の範囲が狭い国際協定との関係では規制強化は困難となり得る**。
 - ・ 外為法の事前届出の対象を拡大すると、機関投資家等には、対象銘柄かどうかの確認や事前届出の準備が必要となり、投資家に**日本株での資金運用を思いとどませ、日本株から離れてしまうことが懸念**される。
 - ・ NTT法の外資規制について、目的と対象が違うため**外為法で完全に代替することは難しい**。

現状と課題

- ① NTT法は、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、**外国の影響力に対する経営の自主性を確保**するため、**NTT持株とNTT東西について外国人役員規制**（取締役・監査役等が対象）を設けている。
- ② グローバル化が進む中、**外国人役員規制によって外国人が役員に就けないことは、今後の国際展開を進めていく上で支障**になり得る。
- ③ このため、**第一次答申では、NTT法の外国人役員規制は、速やかに緩和することが適当であると提言したところ**である。

論点

12-1. NTTに対する規制

- 第一次報告書では、NTT法の外国人役員規制は、速やかに緩和することが適当と提言したところであるが、論点11の外資規制の検討等を踏まえつつ、**他の代替措置を講ずることの可否を含め、更なる緩和や撤廃をすることについてどう考えるか。**

12-2. NTT以外の主要事業者に対する規制

- 仮に、NTTに対する外国人役員規制について要件緩和した上で引き続き課すこととする場合、**NTT以外の主要な電気通信事業者**に対しても同様の**外国人役員規制を課すことについて、外資規制の場合と同様に、国際協定上の留保措置が必要**となる点を含めて、**どのように考えるか。**
- 上記で主要事業者に外国人役員規制を設けることが必要と考える場合、**主要事業者の範囲についてどう考えるか。**

■ 第一次報告書にて整理された論点について、通信政策特別委員会の下にWGを設置し、夏頃までに、特別委員会に報告。



- 検討項目**
1. 外資規制の在り方
 2. 外国人役員規制の在り方
 3. その他必要と考えられる事項

※ 色付は、通信政策特別委員会の委員

構成員等	主査	山本 隆司	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	主査代理	渡井 理佳子	慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
		相田 仁	東京大学 名誉教授
		神保 謙	慶應義塾大学 総合政策学部 教授／公益財団法人 国際文化会館 常務理事
		田島 正広	弁護士、田島・寺西・遠藤法律事務所 代表パートナー
		手塚 悟	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
		根本 直子	早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授
		山内 弘隆	武蔵野大学 経営学部 特任教授
	オブザーバ	内閣官房国家安全保障局、外務省、財務省、株式会社東京証券取引所、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、LINEヤフー株式会社	

1 外資規制の在り方

- NTTに対する個別審査と総量規制
- NTT以外の主要事業者に対する規制 等

2 外国人役員規制の在り方

- NTTに対する規制
- NTT以外の主要事業者に対する規制 等

3 その他必要と考えられる事項